

平成 18 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名	株式会社 USEN
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀 (コード番号: 4842 ヘラクレス)
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 佐 藤 英 志
電 話 番 号	(03—3509—7105)

ストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成18年11月1日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の通り、当社取締役並びに使用人、関係会社の取締役、使用人、退職者、及び社外協力者に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、平成18年11月29日開催予定の第42期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役並びに使用人及び関係会社の取締役並びに使用人に対しては、業績向上やグループ全体の企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

また、退職者及び社外協力者に対しては、その功労に報いるためストックオプションとして新株予約権を発行するものです。

2. 新株予約権の内容

(1)新株予約権の総数及び目的となる株式の種類並びに数

新株予約権の個数 50,000個を当議案の株主総会承認後1年間の上限とする。

目的となる株式 普通株式 500,000株を上限とする。

新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、10株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合等を行うことにより、新株予約権1個あたりの目的となる株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1／分割・併合の比率

(2)新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は、次により決定される1株あたりの払込金額に、(1)に定める新株予約権1個あたりの株式数を乗じた金額とする。1株あたりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する暦月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権の割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が時価を下回る価額での新株の発行等を行うことにより、払込金額の変更をすることが適切な場合は、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3)新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに払い込みを要しないものとする。

(4)新株予約権を行使することができる期間

付与から5年以内までの期間で、取締役会において決定する。

(5)新株予約権行使の条件

権利行使の条件は、新株予約権の募集事項の決定の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(6)新株予約権の取得することができる事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案又は株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8)譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要する。

以 上